

岡崎市水環境創造プラン検討委員会 設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、「岡崎市水環境創造プラン検討委員会」(以下「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する協議を行う。

- (1) 岡崎市水環境創造マスタープラン(以下、「マスタープラン」という。)に関すること。
- (2) 岡崎市水環境創造アクションプラン(以下、「アクションプラン」という。)に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員会は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び関係団体の者
- (2) 公募した市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員会には委員長を設けるものとし、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、委員を代表し、会務を統括する。

5 委員長に事故あるときは、委員長が指名したものがその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

7 委員会もしくは委員長が必要であると認めたときは、委員会にその者の参加を求めることができる。

(その他の組織)

第4条 委員会には、「行政部会」、「乙川部会」(以下、「行政部会」及び「乙川部会」を「部会」という。)を設ける。部会は、互いに連携を図りつつ委員会に諮る事項の事前検討等を行うこととする。

2 部会は、それぞれ30人以内の委員をもって組織する。

3 部会は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

- 4 部会には部会長を設けるものとし、行政部会長は環境部長とし、乙川部会長は、委員の互選により定める。
- 5 部会長は、委員を代表し、会務を統括する。
- 6 部会長に事故あるときは、委員長が指名したものがその職務を代理する。
- 7 部会は、必要に応じ部会長が召集する。
- 8 部会もしくは部会長が必要であると認めるときは、部会にその者の参加を求めることができる。

（市民懇談会）

第5条 委員会は、マスタープラン及びアクションプランに関する一般市民の意見聴取、または情報公開を目的とし、「岡崎市水環境創造プラン市民懇談会（以下、「懇談会」という。）」を開催できるとともに、懇談会で聴取された市民意見を参考にしなければならない。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第7条 委員会、部会の事務局は、岡崎市環境部環境保全課に置く。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほかは、委員会に諮り定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。